

住吉台中学校・学校災害（地震）対応マニュアル

平成23年4月1日
仙台市立住吉台中学校

1 ねらい

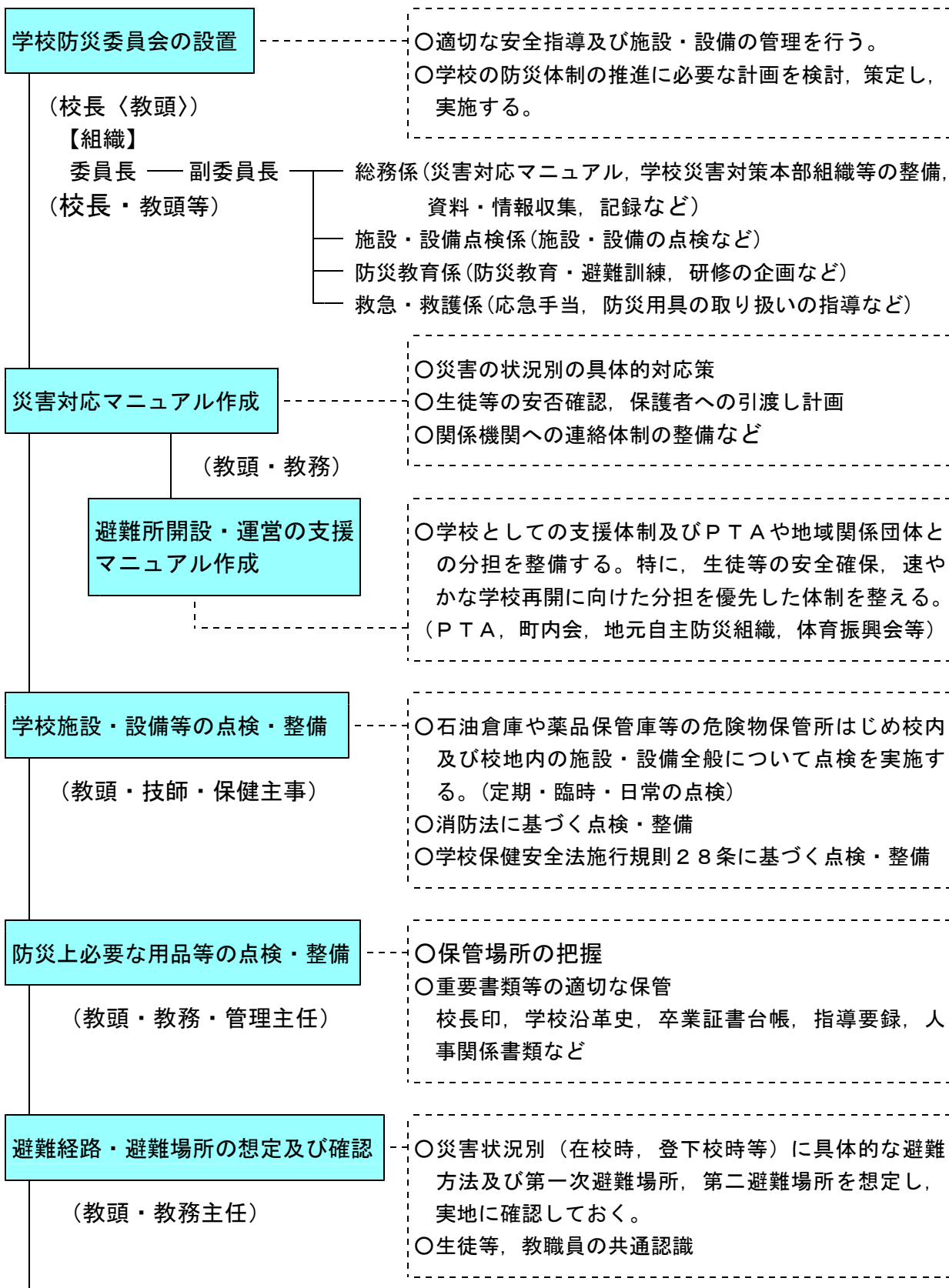
過去の大規模な自然災害、特に、大地震の教訓を生かし、生徒（以下、住中生徒等）の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時におけるの基本的な対応マニュアルを示すことにより、住吉台中学校の実情に応じた対応マニュアルとする。

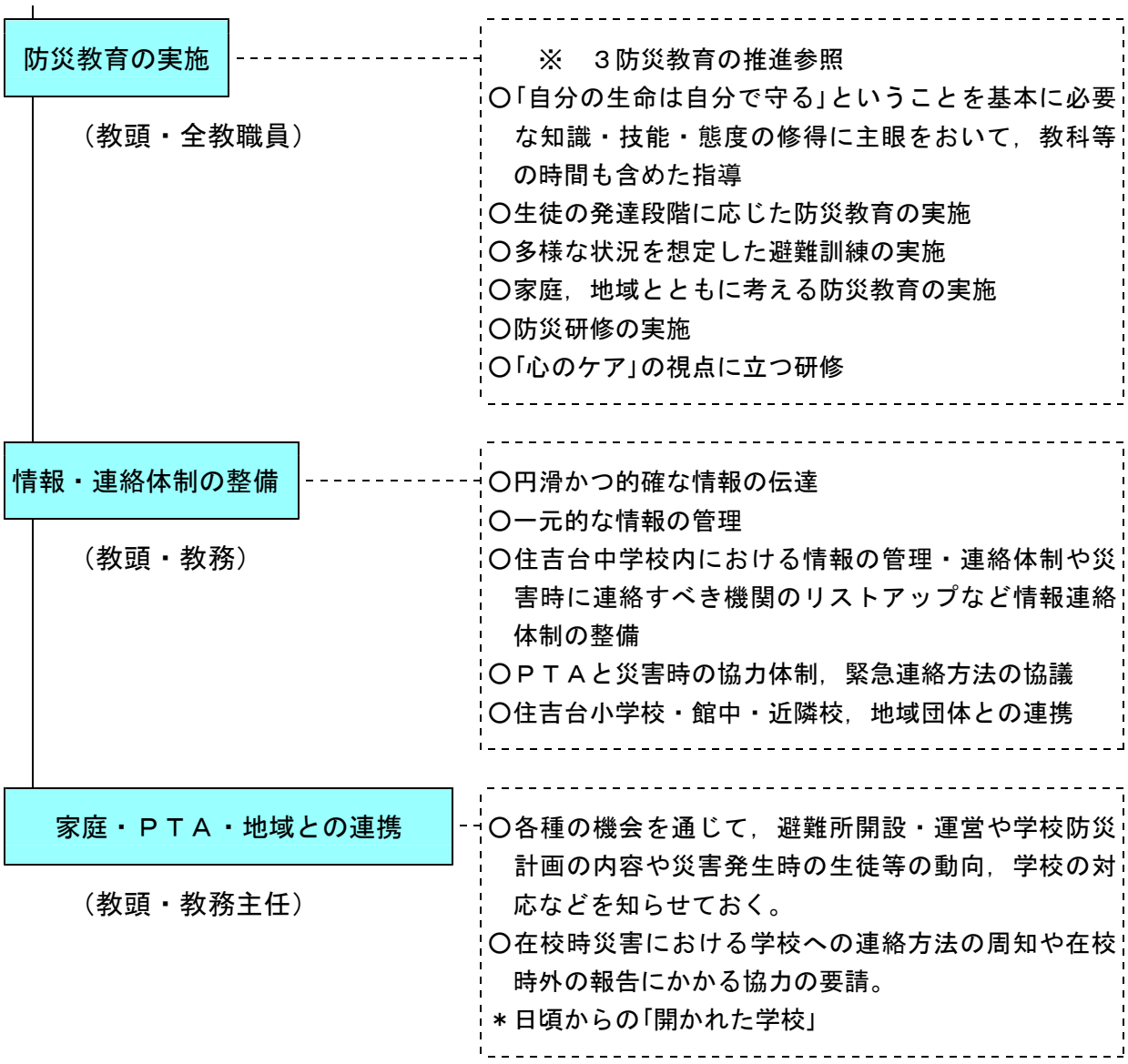
2 内 容

(1) 日常的な学校の防災活動	2
(2) 学校災害対策本部の組織	4
(3) 教職員在校時の災害対応マニュアル	5
(4) 学校外活動中の災害対応マニュアル	7
(5) 登下校時の災害対応マニュアル	8
(6) 教職員在校時外の災害対応マニュアル	9
(7) 教職員の非常配備	10
(8) 避難所開設・運営支援マニュアル	11
(9) 授業再開に向けた対応マニュアル	17
(10) 緊急連絡用（引き渡し）カード	18
(11) 情報連絡体制	19

日常的な学校の防災活動

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに住吉中生等の安全確保を図るため、学校防災計画について定めておく。

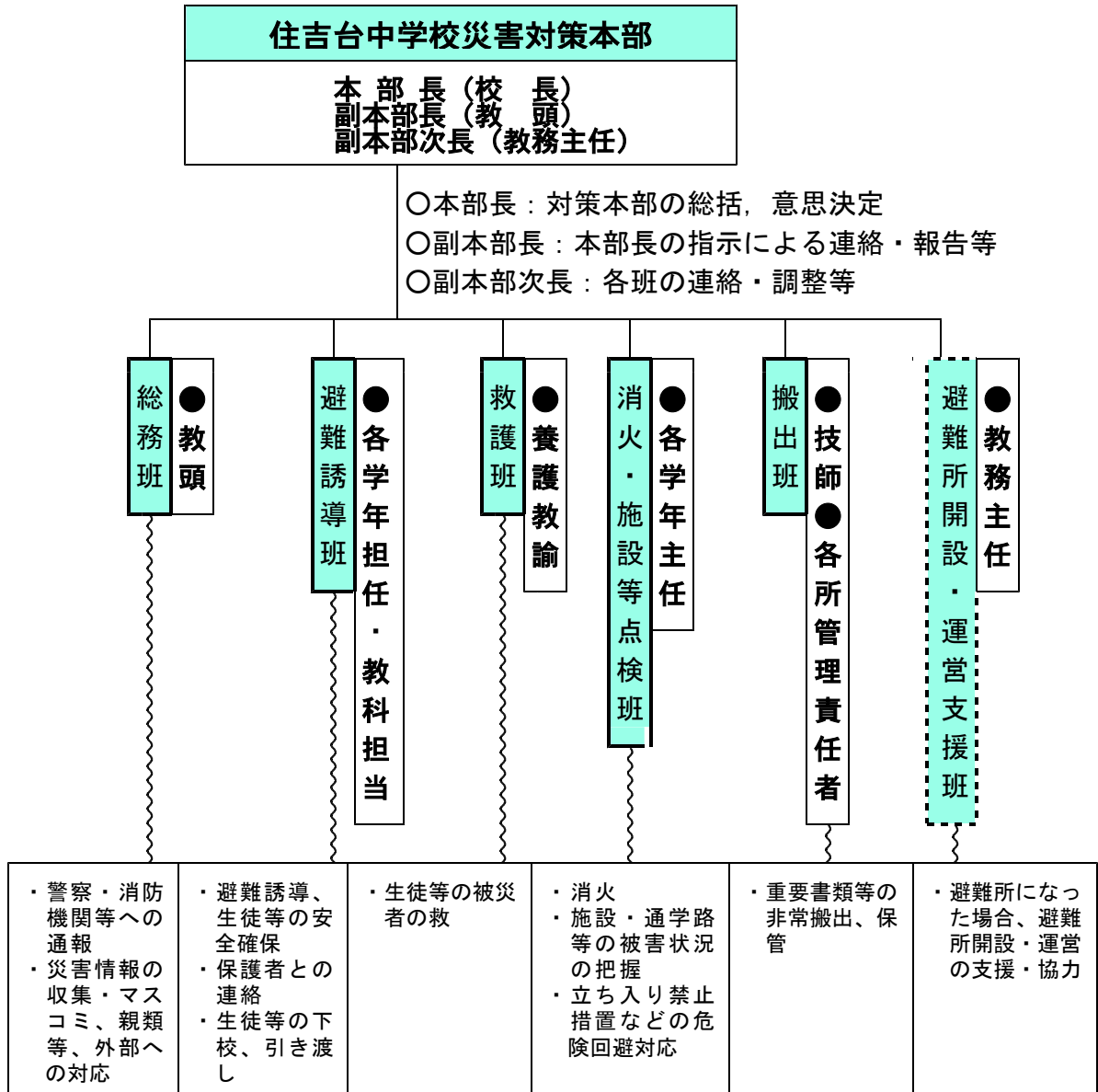




住吉台中学校災害対策本部組織図

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ、各学校の実情に応じた組織を編成し、周知徹底を図っておく必要がある。



教職員在校時の災害対応マニュアル

①基本的対応



②被災状況別の対応

ア 授業中（基本的な安全確保の形態）

※ 避難経路の確認，避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

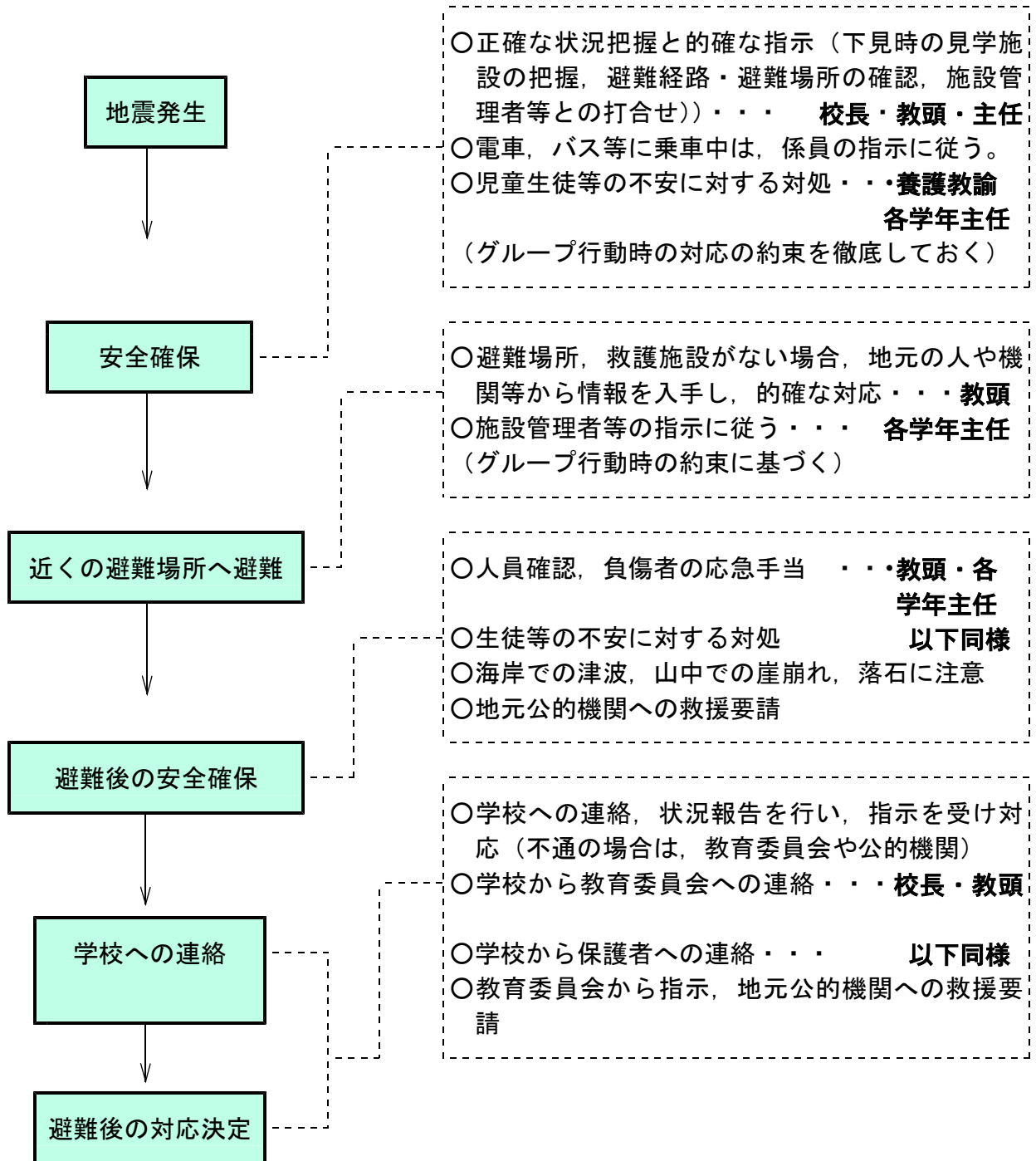
場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○災害時、担当教諭	○机の下にもぐらせ，机の脚を両手でしっかり持つように指示 ○火気使用中であれば消火の指示
特別教室	○教師の指示による安全確保の的確な指示（頭部の保護，窓や壁際から離れさせる）	○実験中であれば，危険回避の指示
体育館	○火気使用中であれば消火する	○中央に集合させ，体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては，柱や壁に寄り添うほうがよい場合もある）
運動場	○生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認	○建物から離れ，中央に集合させ体を低くするよう指示
プール	○余震や二次災害に備え，生徒等を落ち着かせる	○すみやかにプールの縁に移動させ，縁をつかむよう指示 ○揺れが収まれば，すばやくプールから出るように指示 ○避難準備（サンダル・靴を履き，衣服やバスタオルで身を守る）

イ 教師と生徒等が離れている場合

（始業前，休み時間，放課後）

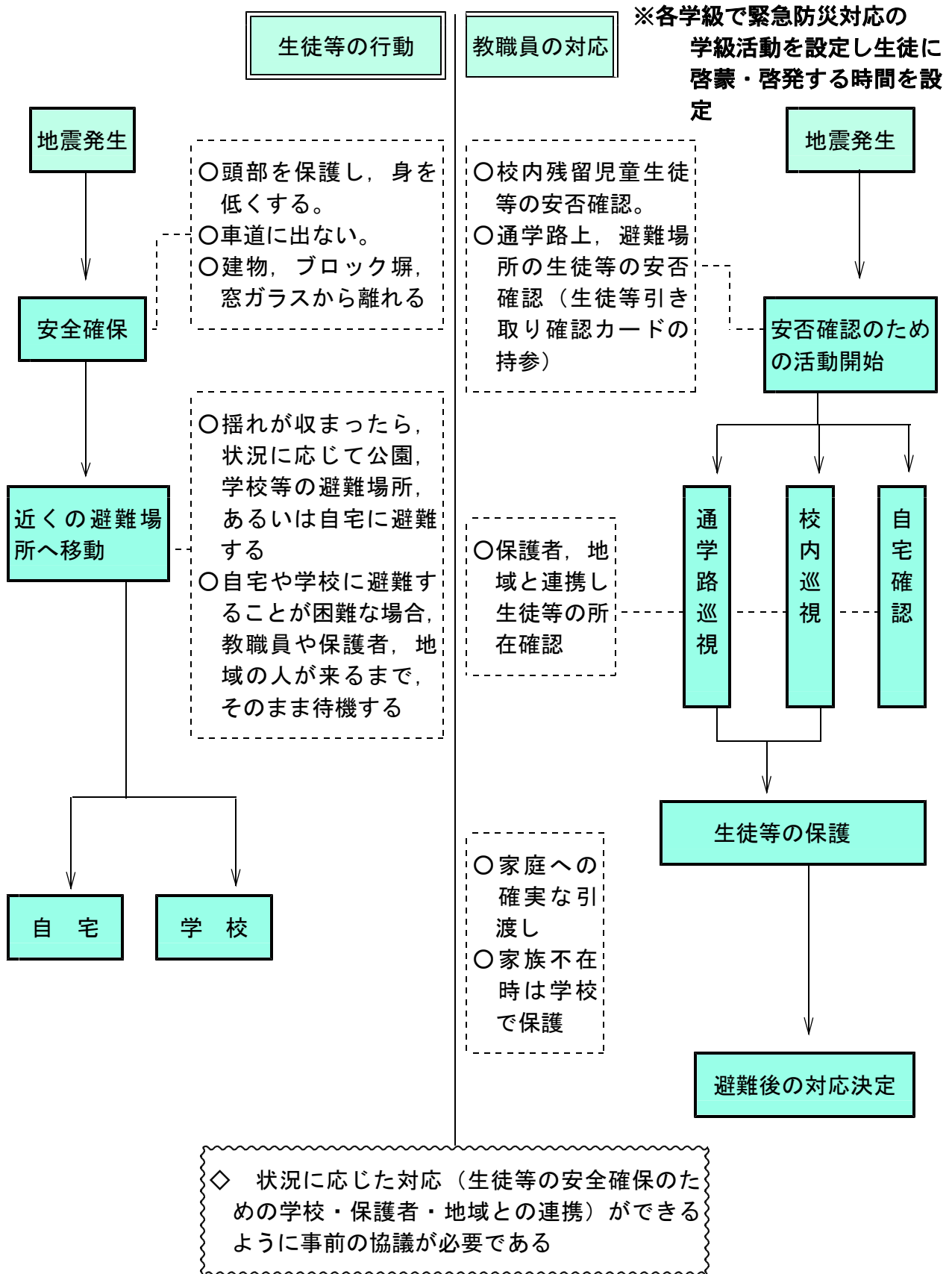
場 所	生徒等の行動	教 職 員 の 対 応
階段，廊下，トイレ等	○揺れている間は，帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり，教師の指示に従い，校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認	○全校指示（揺れが収まるまで，頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示） ○教職員は分散して生徒等の安全確保，指示誘導
運動場，中庭等	○建物，ブロック塀，窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで，頭部を保護し広い場所の中央で待機する	○校舎外にいる生徒等の安全確保，負傷者の応急手当・・・養護教諭 学級担任

住吉台中学校校外活動中の災害対応マニュアル

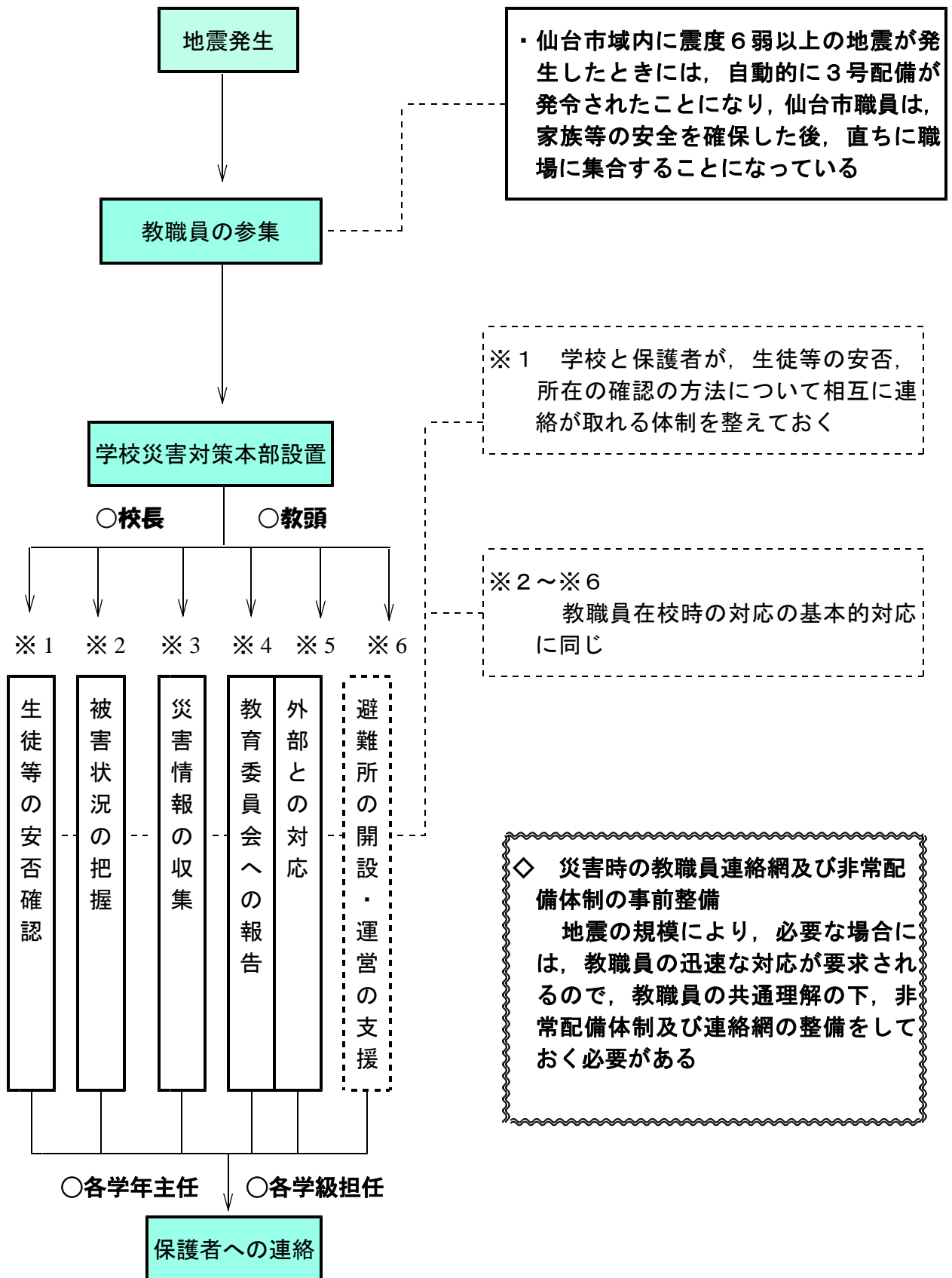


- ※ 修学旅行等，市域外で学習しているときに仙台市内に地震があった場合・・・**校長・教頭・各学年主任**
- ・地震の規模，被害状況等の情報収集・・・**教頭・各学年主任**
 - ・学校又は教育委員会へ連絡，指示を受け対応・・・**校長・教頭**
 - ・地元公的機関や関係機関（旅行業者等）との連携・・・**各学年主任**
 - ・生徒の不安に対する対処（状況説明，今後の対応等）・・・ **校長・教頭**

住吉台中学校登下校時の災害対応マニュアル



住吉台中学校教職員在校時外の災害対応マニュアル



仙台市立住吉台中学校教職員非常配備計画

※ 仙台市防災関係規定, 「非常配備等に関する要領(2008,5,14)」より

職員の配備区分 市教委配備	組織体制	配 備 基 準	学校の配備体制例
	情報連絡体制	市内で震度4の地震が発生したとき	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">警戒 配備</div> <p>総務課長 総務係長 教育指導課長 管理係長 生涯学習課長 企画係長等</p>	警戒体制	(1) 宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき (2) 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害が発生しはじめたとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">校 長 等</div>
	災害警戒本部体制	(1) 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">非常1 号配備</div> <p>教育局職員 の概ね三分 の一の職員</p>	災害対策本部体制	(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ拡大する恐れがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">校 長 教 頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 管理主任 事務長</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">非常2 号配備</div> <p>教育局職員 の概ね三分 の二の職員</p>	災害対策本部体制	(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大する恐れがあるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">同 上 + 地連携主任 養護教諭</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">非常3 号配備</div> <p>全教職員</p>	災害対策本部体制	(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、または全域に拡大することが予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">校 長 教 頭 全教職員</div>

避難所開設・運営の支援マニュアル

仙台市立住吉台中学校（平成22年4月1日）

I 目的

当校が収容避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

II 位置付け

このマニュアルは、当校の防災計画における指定避難所としての備えに関する細部についてのマニュアルである。

III マニュアルの構成

1 日常における収容避難所に必要な事項の確認

(1) 収容避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画

収容避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

収容避難所における学校施設の利用計画

No.	利用目的	利用予定場所
1	収容場所	体育館，普通教室（1階，2階），校庭テント，予備
2	管理運営所（連絡所）	木工室
3	応急救護所	和室
4	情報機器設置場所	木工室
5	情報掲示場所	昇降口玄関，西昇降口・体育館入口
6	ゴミ集積場所	プール南側
7	仮設トイレ設置場所	武道館と体育館の間（西側）
8	救援物資集積場所	武道館
9	救援物資配付場所	武道館
10	臨時遺体安置所	金工室
11	仮設電話設置場所	コモンホール
12	風呂	トレーニングルーム（体育館南側）
13	更衣室	体育館更衣室
14	洗濯場	武道館と体育館の間（東側）
15	物干し場	校庭南側フェンス付近
16	ペット置場	校庭北側
17	介護室	すずらん1F教室
18	喫煙場所	校庭国旗掲揚塔付近
19	相談室	カウンセリング室
20	調理室	校庭西側・家庭科室
21	給水室	体育館入口・体育館・武道場の間 水飲み場
22	緊急車用駐車場	保健室前

(2) 利用配置図

※省略 ※校舎の概要図添付 ※避難経路については学校防災計画経路図参照

(3) 校門・校舎等の鍵の保管

勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保有に関し、次のとおりとする。

1	体 館 の 他	教 頭	学 校 災 害 対 策 副 本 部 長
2		教務主任	副 本 部 次 長
3		PTA会長	学 校 施 設 開 放 管 理 運 営 委 員 長
4		大澤 寛壽 会長	中 学 校 区 地 域 ぐ る み 青 少 年 指 導 推 進 協 議 会 長
5		藤原 正道 会長	連 合 町 内 会 長
6		酒井 義夫 会長	学 区 民 体 育 振 興 会 長

※玄関の鍵の所有者（機関）の確認もしておく ※体育館玄関：施設開放鍵保管者

(4) 収容避難所の開放・運営に係る区役所との確認

仙台市地域防災計画により、当校に対し収容避難所としての開設要請を行い、また開設後の収容避難所管理運営を行うのは青葉区役所災害対策本部となる。

このことにより、収容避難所としての開設要請等に関して次のとおりとする。

収容避難所管理運営	泉区区役所災害対策本部
連絡先	泉区役所総務課 電 話 3 7 2 - 3 1 1 1 (代) 内線 6111 ~ 6119

(5) その他、収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

当校における災害救援物資の備蓄状況及び近接する泉区コミュニティセンターの防災資機材等の状況については、次のとおりである。

①災害救援物資の備蓄状況等

No.	物資	内訳	
1	クラッカー	700食(70食入り×9箱)	校舎東側外備蓄倉庫
2	アルファ米	1200食(50食入り×24箱)	校舎東側外備蓄倉庫
3	飲料水	600ℓ(1.5ℓ×10本入り×7箱)	校舎東側外備蓄倉庫
4	簡易組立トイレ	5基(内、障害者用1基)	校舎東側外備蓄倉庫
5	救急箱 1~2基	1基	校舎東側外備蓄倉庫
6	避難所開設準備品	1セット (収容ケース1箱, 腕章, 避難所開設・運営マニュアル)	校舎東側外備蓄倉庫

※浄水器、粉ミルク、哺乳瓶等は青葉区役所に備蓄されている。

2 収容避難所開設・運営の協力・支援

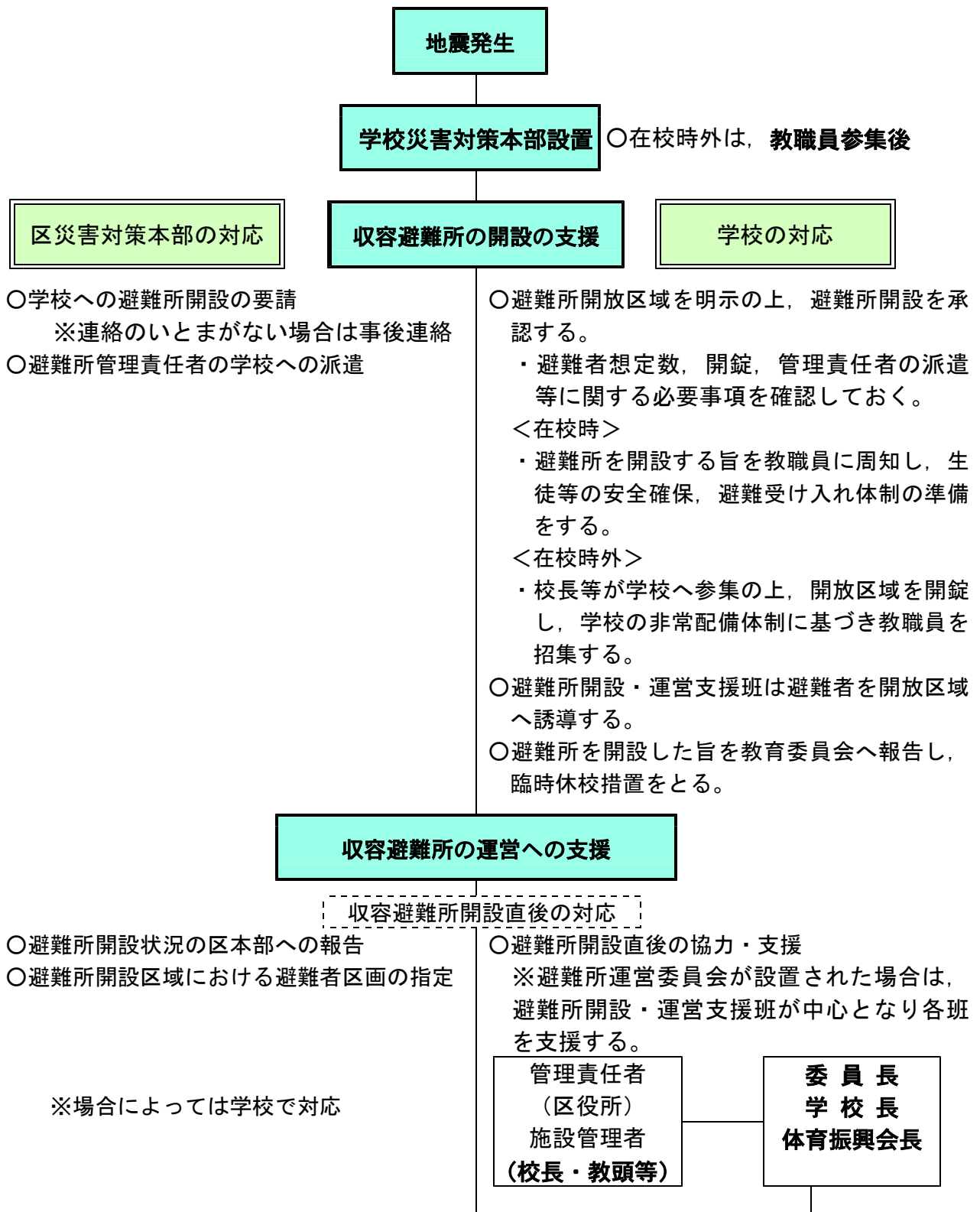
校長等は、泉区災害対策本部より収容避難所開設の要請があった場合には、収容避難所として開放する校舎等の区域を泉区災害対策本部と協議のうえ開放する。

(仙台市地域防災計画においては、「避難所を開設する場合には、区災害対策本部は施設

管理者（校長等）に連絡し，了解を得るものとする。ただし，事態が緊迫し連絡のいとまがない場合は，事後に施設管理者に連絡をし，了解を得るものとする。」としている。）

校長等は，自校を収容避難所として開放した場合には，速やかに仙台市教育委員会に報告のうえ，学校の臨時休校についても報告・協議する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



※場合によっては学校で対応

庶務班	避難人員の管理, 各班との連絡調整 住吉台学区民体育振興会役員 住吉台町内会役員 住吉台中学校 P 会長・本部 P T A 役員 教務主任・教諭等
環境管理班	避難所の環境・衛生管理, 防火防犯対策 地域ぐるみ会長・住吉台地区防犯協会理事 地域ぐるみ役員 養護教諭・生徒指導主事教諭
食糧物資班	食糧, 生活物資等の請求, 保管, 仕分け 配付 各地区健全育成委員会役員 保体委員会役員 管理主任教諭
各室責任者	各室への連絡調整, 生活物資等の仕分け, 配付 1 学年委員会 2 学年委員会 3 学年委員会・各学年主任・各学年担任

○学校内にある避難所運営に役立つ備品, 施設等の点検・整理 ○教頭・技師職員等

避難所収容長期化に対する対応

- 避難所運営委員会の設置
- 連絡所の設置
- 避難者名簿の作成, 各種書類の整備
- 避難所周辺の被災状況の把握
- 避難所の日常業務の管理

- 避難所開設直後の対応で継続
- 臨時休校, 学校教育再開に関して教育委員会と連絡・協議 **校長(教頭)**
- 避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力・支援 **校長(教頭)**
- 避難所としての学校施設使用状況に関する教育委員会への適宜報告 **校長(教頭)**
- 学校教育活動の再開 **校長(教頭) 全職員**

収容避難所の閉鎖

- 避難者の居住先の確保

- 収容避難所閉鎖による校内施設等の通常状態への回復 **校長(教頭)・全職員**

(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 収容避難所開設直後の対応

(1) 校長等(施設管理者)の役割

※すでに避難者が校庭に集合しており, 青葉区災害対策本部からの収容避難所管理責任者(開設員)が到着していない場合。

- ①必要な収容スペースを、予め学校として定めておいた開放優先順により開放し、応急的な収容措置
- ②収容避難所管理責任者（開設員）に代わって、「仙台市地域防災計画」において想定されている初期対応
 - ア 避難所開設状況の泉区災害対策本部への報告
 - イ 避難所開設区域における避難者区域の指定
 - ウ 災害弱者への配慮
 - ・寝たきり老人、障害者等
 - エ 大量避難者対応のためのテント設置
 - オ 概括的な避難状況等の青葉区災害対策本部への報告
 - ・収容人数、食糧、毛布、寝具等の必要数

(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

- ①飲料水・生活水の確保
- ②電気・照明器具、燃料の確保
- ③応急トイレの設置・維持管理
- ④負傷者に対する応急措置
- ⑤備蓄物資、救援物資の要請・受け入れ、管理・確保
- ⑥施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理
- ⑦避難者との連絡窓口、情報提供
- ⑧学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設を点検整理

2 避難収容長期化への対応

(1) 校長等（施設管理者）の役割

- ①避難収容が長期化する場合に、収容避難所管理責任者（開設員）に代わって、「仙台市地域防災計画」において想定されている対応
 - ア 連絡所の設置
 - イ 避難者名簿の作成及び各種書類の整備
 - ウ 避難所周辺の被害状況の把握
 - エ 避難所日常業務の管理
 - オ 避難所運営委員会の設置

(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

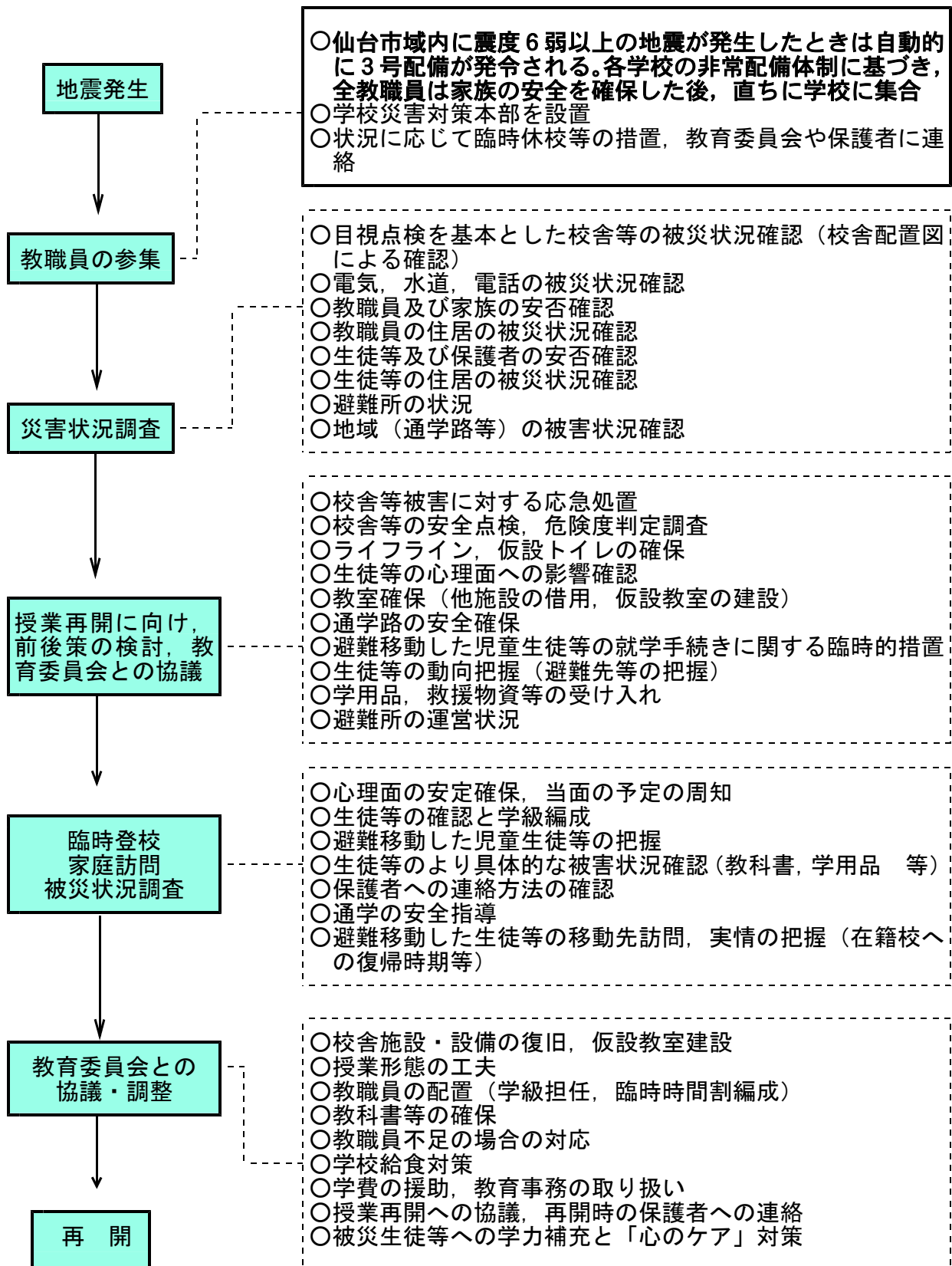
- 避難所開設直後の対応を継続する他、次の項目
- ①共同炊き出しへの協力
 - ②ボランティア受け入れへの対応
 - ③避難所内の秩序維持、盗難防止、防火見回り

別紙

泉区（泉消防署）コミュニティ防災センター備蓄資機材一覧

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	消火器	10本	17	つるはし	5丁
2	消火用バケツ	20個	18	ビニル紐	5個
3	給水用ポリタンク（10ℓ）	40個	19	金てこ	3本
4	給水用タンク（10ℓ）	個	20	防水シート	100枚
5	ラジオ付ライト（懐中電灯）	5個	21	土のう袋	200枚
6	カラーコーン	10個	22	なた	5丁
7	コーンバー	5個	23	サイレン付メガホン	3丁
8	トラロープ	5個	24	担架	3式
9	救急医療セット	3式	25	組立水槽（1立方メートル）	2式
10	毛布	180枚	26	炊飯装置	2式
11	保安帽	50個	27	オイルパン	2個
12	鉄杭（パイプ）	40本	28	投光機付発電機	3式
13	鉄杭（丸棒）	40本	29	発電機用オイル（4ℓ缶）	2缶
14	ヘッドキャップ	5個	30	テント	2式
15	10ポンドハンマー	5丁	31	金属はしご	2個
16	スコップ	10丁	32	リヤカー	1式

授業再開に向けた対応マニュアル



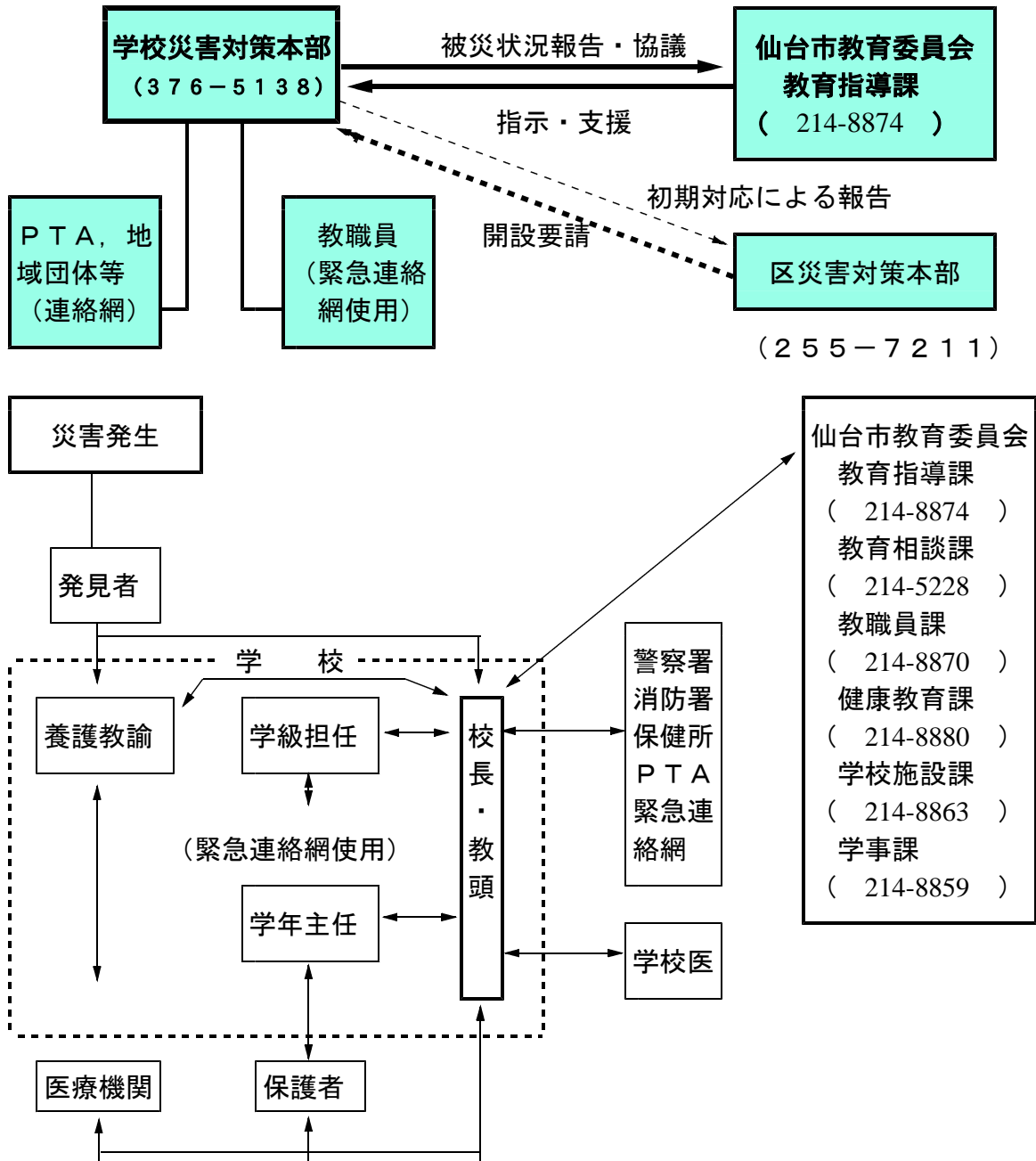
住吉台中学校緊急連絡用（引き渡し）カード

緊急連絡用（引渡し）カード					
年 組					
現住所	〒				
緊急連絡先	自宅 TEL ()	携帯 TEL ()	自宅以外の連絡先 (名称・TEL)		
本校在学の兄弟等	年 組			年 組	
緊 急 時 の 引 受 人 (学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む)					
1	引受人氏名	TEL 番号	本人との関係	徒歩による登校に要する時間	引受確認
2					
3					
4					
引渡日時	月	日	時	引渡場所	校庭 体育館 教室 その他 ()
引渡人氏名					
引渡後の連絡先	氏名			TEL 番号	
備考					

(注) 裏面に自宅付近図を記入

住吉台中学校情報連絡体制

○ 自然災害発生 ※別添緊急連絡網参考



※円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制や災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を図っておく。
 ※全市的レベルの災害が発生し、しかも電話が不通の状態における教育委員会から全学校への連絡等は、校長会の緊急連絡網の協力を要請して伝令により行うことが想定されることも念頭に入れておく。